

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都足立区関原一丁目12番2号

氏名 株式会社ヨシモリ
代表取締役 高橋 安繁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 1月30日

許可の有効年月日 令和10年 1月29日

1 事業の範囲

(1) 業の区分
処分 (中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

圧縮 : 金属くず (以上1種類)
圧縮梱包 : 廃プラスチック類 (ペットボトルを除く。) (以上1種類)
破砕 : ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上1種類)

2 事業の用に供する施設

施設所在地: 東京都足立区扇二丁目2番18号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
圧縮	金属くず	6.63 (t/日)	-----	平成25年6月27日	-----	-----
圧縮	金属くず	1.04 (t/日)	-----	平成10年1月30日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類 (ペットボトルを除く。)	1.48 (t/日)	-----	平成28年9月27日	-----	-----
破砕	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	0.72 (t/日)	-----	平成28年9月27日	-----	-----

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成10年 1月30日 新規許可
令和 5年 1月30日 更新許可 第5回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)